

第一章 火薬類に関する事業

第3 火薬類の貯蔵

- 1 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。ただし、一定数量以下の火薬類についてはこの限りでない。(法第11条、規則第15条)
- 2 火薬庫を設置し、移転し又はその構造・設備を変更しようとする者は、火薬庫の所在地を管轄する知事の許可を受けなければならない。(法第12条、規則第13条)

【許可の基準】法第12条第3項

【様式第七：施行規則】火薬庫設置等許可申請書

【添付書類】火薬庫工事設計明細書、設計図、案内図、見取図（火薬庫間及び保安物件に対する距離を記入）

【申請手数料】（設置許可）73,000円、（構造等変更許可）8,300円

- 3 製造業者又は販売業者は、自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しなければならない。ただし、やむを得ない場合において知事の許可を受けたときはこの限りではない。(法第13条)

【参考様式2】法第13条ただし書きの許可申請書

- 4 火薬庫の設置若しくは移転の工事（変更の工事を含む。）をした場合には、知事が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用してはならない。

【様式第十四：施行規則】完成検査申請書

【申請手数料】41,000円

- 5 火薬庫の所有者又は占有者（以下「火薬庫所有者等」という。）は、火薬庫の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届けなければならない。(法第16条第2項)

【第5号様式：施行細則】火薬庫廃止届書

【添付書類】許可証、検査証

- 6 火薬庫所有者等は、火薬庫における火薬類の貯蔵を6ヶ月以上休止しようとするときは、火薬庫休止届を知事に提出しなければならない。また、休止した火薬庫の使用を開始しようとするときは、火薬庫使用開始届を知事に提出しなければならない。(細則第5条)

【第4号様式：施行細則】火薬庫休止届書

【第6号様式：施行細則】火薬庫使用開始届書

- 7 火薬庫において火薬類を貯蔵する場合は、技術上の基準に従ってしなければならない。(法第11条第2項、規則第18条)

【技術上の基準】規則第19条から第21条まで

- 8 法第11条第1項ただし書きの規定により火薬庫外において火薬類を貯蔵する際、規則第15条第1項の表により知事の指示する場所とする必要がある場合は、火薬庫外貯蔵場所指示願書を知事に提出し、指示を受けなければならない。(法第11条第1項、規則第15条第1項、細則第2条)

【許可の基準】法第11条第2項、規則第16条

【第1号様式：施行細則】火薬庫外貯蔵場所指示願書

【添付書類】貯蔵場所の構造・設備の説明書、承諾書（貯蔵場所が他人所有の場合、見取図、案内図）

- 9 火薬庫外貯蔵所の指示を知事より受け、火薬類を貯蔵しようとする者は、知事の検査を受け、当該場所が省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。(細則第3条第1項)

【参考様式3】完成届書

- 10 火薬庫外貯蔵所を廃止したときは、遅滞なく火薬庫外貯蔵場所廃止報告書を知事に提出すること。

【参考様式4】火薬庫外貯蔵場所廃止報告書

【添付書類】指示書、検査証